



熊本県公報

第 1 1 9 1 8 号
平成 22 年 6 月 22 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 熊本県医療事業実施要項…………… (水保病保健課) 2
- 保安林の指定の解除の予定…………… (森林保全課) 8
- 障害者自立支援法に基づく事業者の変更…………… (障害者支援総室) 8
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止…………… (//) 9

公 告

- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 9

正 誤

- 平成 2 2 年 6 月 4 日熊本県公告第 3 2 3 号 (土地改良区の設定
款変更認可) 中…………… (農村計画・技術管理課) 10

告 示

熊本県告示第 6 3 3 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 2 年 6 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町目丸字古道 3 6 7 2 番 1 から 3 6 7 2 番 5 まで、3 6 7 3 番 1、3 6 7 3 番 4、3 6 7 3 番 5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古道 3 6 7 2 番 2・3 6 7 2 番 4・3 6 7 2 番 5・3 6 7 3 番 1・3 6 7 3 番 4・3 6 7 3 番 5 (以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 6 3 4 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 2 年 6 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 2 年 6 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 3 号	玉名郡南関町大字小原字中山	前	18.0	55.0	廃道
		1 8 5 7 番地先から		~		
		同所		20.0		
		1 8 5 7 番地先まで		11.0		

		後	～ 11.8	55.0
	玉名郡南関町大字小原字壺町田	前	46.2 ～ 49.8	43.0
	1788番1地先から同所	後	36.1 ～ 48.2	43.0
	1788番1地先まで			

2 区域を変更する期日 平成 22 年 6 月 22 日

熊本県告示第 635 号

熊本県医療事業実施要項を次のように定める。

熊本県医療事業実施要項

熊本県医療事業実施要項（平成 17 年熊本県告示第 1202 号の 2）の全部を改正する。

平成 22 年 6 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（趣旨）

第 1 条 この要項は、水俣病にもみられる一定の症状を有する者並びに過去に通常起こり得る感覚障害等を有する者及び、四肢末梢優位の感覚障害を有する者等（以下「対象者」という。）の療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費等（以下「療養費等」という。）の支給に関する事項を定めるものとする。

第 2 条 医療手帳の交付の対象となる者は、次の要件のいずれかに該当することにより、通常レベルを超え、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害（その原因が明らかであるものを除く。以下「特定症候」という。）を有する者（以下「対象者」という。）に昭和 43 年 12 月 3 日以前に相当期間居住しており、かつ、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者

（1）1 日以上相当期間居住しており、かつ、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者
（2）昭和 43 年 12 月 31 日以前に、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者であって、知事が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、医療手帳交付の対象としない。
（1）旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和 44 年法律第 90 号）第 3 条第 1 項又は同法（昭和 48 年法律第 111 号）第 4 条第 2 項の規定による水俣病に係る認定（以下「水俣病に係る認定」という。）を受けた者（水俣病に係る認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和 53 年法律第 104 号）第 5 条第 1 項の規定により公健法による認定を受けたものとみなされた者を含む。）
（2）水俣病にもみられる症候に関して損害賠償を得た者
（3）水俣病に係る認定の申請をしている者
（4）水俣病に係る認定に関する処分について不服申立てをしている者
（5）水俣病に係る認定に関する処分の取消しの訴えを提起している者
（6）水俣病にもみられる症候に関して損害賠償を求めようとする行為をしている者

（医療手帳の失効）
第 3 条 医療手帳は、当該手帳の交付を受けた者（以下「医療手帳交付者」という。）が、次のいずれかに該当するに至ったときは、失効する。

（1）第 2 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに該当するとき。
（2）特定症候の原因が明らかになったとき。
（3）死亡したとき。
（4）偽りその他不正の手段により療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は療養手当（以下「療養費等」という。）の支給を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により医療手帳が失効したときは、医療手帳交付者に対してその旨を通知するものとする。

（医療手帳の記載事項の変更の届出）
第 4 条 医療手帳交付者は、医療手帳に記載されている事項に変更を生じたときは、手帳記載事項変更届に医療手帳を添付のうえ、速やかに知事に届け出て、変更事項の訂正を受けなければならない。

（医療手帳の再交付）
第 5 条 医療手帳交付者は、医療手帳をき損し、又は紛失したときは、手帳再交付申請書を知事に提出し、再交付を受けるものとする。

2 医療手帳をき損した医療手帳交付者が前項の申請をしようとするときは、手帳再交付申請書に当該医療手帳を添付しなければならない。

- 5 知事は、前項の書類を受理したときは、適当であると認められた金額を、医療機関等に支払うものとする。
- 6 第2項及び第4項の規定による支払があったときは、医療手帳交付者に対し、療養費の支給があったものとみなす。
- 7 緊急その他やむを得ない理由により、前条第3項の規定による医療手帳の提出ができなかった医療手帳交付者が療養費の支給を受けようとするときは、次の申請書にそれぞれ書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (1) 療養費支給申請書、療養給付証明書
 - (2) 療養費（はり・きゅう・マッサージ施術療養費）支給申請書、はり・きゅう・マッサージ施術証明書、保険医の同意書（ただし2回目以降は同意記録に代えることができる。）
 - (3) 介護保険関係療養費支給申請書、介護保険関係療養給付証明書
 - (4) 療養手当（介護老人保健施設関係）支給申請書、介護老人保健施設入所証明書
 - (5) 在外療養費支給申請書、領収書等貼付台紙、口座振込依頼書、受診予定医療機関リスト
- 8 知事は、前項の書類が提出されたときは、審査のうえ、適当と認められたときは、月を単位として支給するものとする。（支給）
- 第9条 知事は、医療手帳交付者が特定症候に関連して、はり師又はきゅう師（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）により免許を受けたはり師又はきゅう師に限る。以下同じ。）から、はり又はきゅうの施術（第7条の療養費の支給の対象となる施術を除く。）を受けたとき及び温泉療養（温泉利用法（昭和23年法律第125号）第15条の規定により、知事の許可を受けた温泉利用施設における療養をいう。）を行つたときは、その者に対し、はり・きゅう施術・温泉療養費（宿泊料等を除く）を支給する。
- 2 はり・きゅう施術・温泉療養費は、月を単位として支給し、1月につき7,500円を限度とする。
- 3 はり・きゅう施術・温泉療養費の支給を受けようとする医療手帳交付者は、はり・きゅう施術・温泉療養費支給申請書及びはり・きゅう施術・温泉療養証明書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の書類が提出されたときは、審査のうえ、適当と認められたときは、支給するものとする。（療養手当の支給）
- 第10条 知事は、医療手帳交付者が特定症候に関連して次に掲げる療養を受けたときは、次に掲げる額を限度として療養手当を支給する。
- (1) 入院したとき又は指定介護療養施設サービスを受けたとき 1月につき 23,500円
 - (2) 通院、往診、訪問看護、介護保険法に規定する指定居宅サービス、介護保健施設サービス（緊急時施設療養を除く）又は指定介護予防サービスを1日以上受けたとき（前号に該当する場合を除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額
 - ア その者が70歳以上である場合 1月につき 21,200円
 - イ その者が70歳未満である場合 1月につき 17,200円
- 2 知事は、第7条第4項に掲げる者が特定症候に関連して次に掲げる程度の療養を受けたときは、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を限度として、療養手当を支給する。
- (1) その月において第7条第4項第1号に掲げる療養若しくはサービスを受けることを要した者 1月につき 23,500円
 - (2) その月において第7条第4項第2号に掲げる療養若しくはサービスを受けることを要した者
 - ア その者が70歳以上である場合 1月につき 21,200円
 - イ その者が70歳未満である場合 1月につき 17,200円
- 3 療養手当は、月を単位として支給するものとする。（診療報酬明細書発行手数料の支払）
- 第11条 知事は、医療機関等が第8条第4項の申請に当たり診療報酬明細書等を作成したときは、診療報酬明細書等1件当たり210円を当該医療機関等に支払うものとする。（救済措置対象者）
- 第12条 救済措置の対象は、次の要件のいずれかに該当することにより、過去に通常起居程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者のうち、四肢末梢優位感や感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害「救済措置対象者」とする。（医療手帳交付者を除く。）であると認められる者（以下、「救済措置対象者」という。）とする。
- (1) 昭和43年12月31日以前に、別表第2に定める地域（以下「対象地域第2」という。）に1年以上居住していたため、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者
 - (2) 昭和43年12月31日以前に、対象地域第2に1年以上居住していなかった者であっても、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと認めるのに相当な理由がある者（母体を經由してメチル水銀のばく露を受けた可能性がある場合を含む）

- 2 中 第2条第2項の規
条「医療手帳」は、
第2項第3号にか
立があつたとき
救済措置の対象
知事に提出しな
4 申請者は、救済
定医療機関とし
た同様の診断書
提出に代るこ
（1） 診断書は、
（2） 指定医療機
5 第3項の給付申
らない。ただし
ては、第1号及
請に對する者
（1） 住民票の
（2） 戸籍の附
（3） 魚介類撰
6 第3項の給付申
たす診断書（以
号のいずれも
（1） 提出診断
（2） 提出診断
（3） 水俣病に
7 第4項及び前項
（1） 現在の神
（2） 一定の臨
8 知事は、第3項
9 知事は、前項の
会の意見を聴か
け個人に係る第
いこととするが
該委員が作成し
1 0 第6項の提出
出診断書を提出
検査所見書によ
1 1 第2項に該当
通知日から3か
確認書を受取り
す措置の対象と
1 2 第3項の申請
ができない。た
旨の通知日から
メチル水銀の影
つては、再度、
8 項の審査を受
（1） 昭和43年
療手帳を交付さ
（2） 昭和43年
その周辺海域で
（3） その他、
1 3 第3条から第
いて、同条中「
あるのは「救済
と読み替える

9 項の判定検査討会の意見をも聴かなくればなならな
 6 第3条「療養費対象者」とあるのは「療養費対象者」とある
 7 第12条第1項中「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」とある
 8 第12条第1項中「一時金等対象者」とあるのは「療養費対象者」とある
 9 第12条第1項中「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」とある

（療養費対象者に対する支給）
 第15条第7条の規定は、療養費対象者に準用する。この場合において、同条中「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、「特定症候」とあるのは「指定症状」と、「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と読み替えるものとする。
 2 第8条の規定は、第7条第4号を除き、療養費対象者に準用する。この場合において、同条中「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と読み替えるものとする。
 3 第9条の規定は、療養費対象者に準用する。
 4 第11条の規定は、療養費対象者に準用する。
 5 第13条第6項及び第7項の規定は、療養費対象者に準用する。この場合において、同条中、「救済措置対象者」とあるのは「指定症状」と読み替えるものとする。
 6 第13条第8項の規定は、療養費対象者に準用する。この場合において、同条中、「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」と、「療養手当又は離島加算の支給」とあるのは「療養費又は離島加算の支給」と読み替えるものとする。
 第16条第8条第4項及び第7項、第9条、第10条、第13条並びに第15条の給付請求は、療養を受けた日の属する月の翌月か2年を経過したときは、することができない。

（報告及び立入調査）
 第17条 知事は、この要項の適正な運営を図る必要があると認めるときは、医療手帳交付者、救済措置対象者、療養費対象者、療養費対象者、医療機関等、はり師、きゆう師若しくはあん摩マッサージ指圧師又は温泉施設に交付し、必要に応じて医療機関等、はり師、きゆう師若しくはあん摩マッサージ指圧師又は温泉施設が正当な理由なく前項の立入調査等が係る証明書類の提出を求め、検査所見書を作成した医師の要件に依り、若しくは虚偽の報告をした場合又は著しい不正が発覚した場合は、療養費等、はり・きゆう施術・温泉療養費又は医療費の支給を停止し、又は医療手帳交付者、救済措置対象者、療養費対象者から除外することができる。
 （申請の管轄区分）

第18条 申請に当たり、熊本県及び鹿児島県のそれぞれにおいて、昭和43年12月31日以前に居住していたことがある者については、昭和43年12月31日以前で同日の直近の日に居住していた対象地域第1又は対象地域第2を管轄する県の知事に申請するものとする。
 2 前項の申請については、対象地域第1又は対象地域第2を管轄する市町を経由することができる。
 （非該当理由の説明）
 第19条 第12条第8項及び第14条第4項の決定を受けられなかった者は、その理由の説明を求めることができる。

（雑則）
 第20条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

- 別表第1
- 1 水俣市のうち大字大川、久木野、越小場、古里、石坂川、葛渡及び湯出を除いた地域
 - 2 芦北町のうち大字鶴木山、計石、道川内、乙千屋、女島、白岩、佐敷、芦北、花岡、湯浦、宮崎、豊岡、大川内、田浦、田浦町、小田浦、海浦、波多島及び井牟田の地域
 - 3 津奈木町全町
 - 4 天草市のうち御所浦町の地域
 - 5 八代市のうち二見洲口町の地域
 - 6 上天草市のうち龍ヶ岳町大道の地域

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人 杏和会 グループホーム・ ケアホーム「けや き」 共同生活介護・共 同生活援助	事業所の住所	下益城郡城南町 大字舞原字三和 原1415-1	熊本市城南町大 字舞原字三和原 1415-1	平成22年 3月23日

熊本県告示第638号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年6月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
有限会社在宅センターかぐや姫 熊本市城南町東阿高 1487-3	有限会社 かぐやひめ 熊本市城南町東阿高1487-3 濱田 佐代子	平成22年 3月31日	4311500062	居宅介護 重度訪問介護

公 告

熊本県公告第360号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を八代市役所に掲示する。
平成22年6月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 所在の不明な者の氏名

- 上田 優次、濱田 直、藤崎 弥、前山 勇三、岩村 哲夫、坂口 勘八、富永 長四郎、宮崎 又次郎、斉藤 レイ子、藤本 昇、二俣 重盛、本田 重雄、上田 敏郎、小田 聡、山本 末次郎、岩崎 勝三郎、上田 泰生、白石 覺、杉本 徳松、中川 光次郎、高山 功、松田 健児、石山 哲夫、加來 ミヨ子、吉田 修、萩坂 昭壽、渡邊 信藏、平野 テル、上田 純郎、松永 尚敏、井山 文雄、野尻 碧、井芹 純、屋森 紀美子、石本 絹雄、木村 和代、洲崎 三典、松田 力、加勢田 重人、藤本 末喜、松本 辰雄、柿本 ヤエ子、長谷川 裕史、澤本 征華、松田 澄子、森尾 正之、上本 邦子、上本 邦夫、上本 和子、西崎 正行、本山 タマノ、吉田 惣七、佐藤 信子、田中 藤則、清水 スエミ、清水 弘、清水 貞雄、田中 幸平、坂井 彦平、那須 紋平、富岡 豆、富岡 吉太、富田 吉太、中島 長平、中嶋 源次郎、岩山 文五郎、橋本 彦松、深田 耕作、長谷川 修、那須 宗一、山本 嶺松、那須 虎彦、那須 千代太、那須 熊五郎、那須 虎彦、那須 治己、那須 末松、那須 治義、高森 イノ、高森 雪男、塚本 文市、塚本 勇治、野田 明義、平野 俊雄、椎葉 ハツエ、椎葉 マツメ、椎葉 善三郎、吉田 亀齡、吉田 政太郎、池田 嘉藏、上田 治太郎、中川 吉松、田上 秋吉、上田 順太郎、中川 孫市、上田 一二三、上田 彦松、水野 健太、中川 清作、上野 久雄、原田 諭、原田 慶三、渡辺 幸雄、田上 未喜、田上 辰治、田上 竹次、田上 勝視、田上 清、森本 イテ、白石 盛男、森山 正、澤田 登、岩村 ミツル、岩村 繁男、岩村 栄吾、岩本 文雄、坂井 一男、白石 傳七、森下 新平、木村 新五郎、山下 末太郎、本田 利治、立石 林作、森田 丈太郎、中川 善作、松永 直、松永 幸平、松永 数喜、松永 万太郎、本田 義光、柿本 松雄、岩村 守雄、岩村 盛雄、森田 千太郎、押方 元八、押方 佐八、坂井 覺、押方 五郎、吉村 源太郎、高瀬 久太郎、野田 初次、野田 初次、野田 明義、松下 儀一郎、塚本 亀太郎、川内 亀松、澤田 茂平、川村 理三郎、松下 幸一、山中 彦松、塚本 三吉、本田 乙松、本田 重雄、塚本 鉄夫、塚本 徳

次、那須 吉藏、山川 惠吉、松本 久松、河端 改平、岩崎 マツノ、岩崎 力平、押方 彌一郎、中崎 栄吉、岩田 逸雄、篠原 初義、篠原 利夫、田中 高光、田中 政則、加藤 作造、黒木 源四郎、加藤 裕千代、丸山 武義、高木 進、荒岡 勝次郎、吉田 義枝、原田 涼子、谷口 理雄、上田 日出生、井芹 哲、山田 登重子、諸富 増夫、黒木 力男、高木 谷重、村川 繁喜、狩場 正弘、山岸 重治、山岸 良子、吉田 完二、末金 繁一、吉田 啓一、江田 昌隆、今井 チサ、諸富 忠次、小田原 國子、藤本 勲、野田 又義、高森 一、岩崎 平七

2 通知の趣旨

- 1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- 2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 22 年 5 月 21 日付け熊本県告示第 556 号による。

正 誤

平成 22 年 6 月 4 日熊本県公告第 323 号（土地改良区の定款変更認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
29	2	八代郡氷川町	八代市